

平成28年  
盛夏号

2016 Summer No.4

# 森林保険だより

## INDEX



イメージキャラクター  
マモルくん

|                                           |   |
|-------------------------------------------|---|
| 森林保険のサービスの向上に向けて<br>／新たな森林・林業基本計画について ... | 2 |
| 関係者の知恵と力を結集して<br>／保険金をお支払いした災害の事例 .....   | 3 |
| 森林保険初任者講習会の取組 .....                       | 4 |
| 「加入してよかった！森林保険」<br>福井市森林組合の事例／Q&A .....   | 5 |
| 森林組合連合会・森林組合からのたより ...                    | 6 |
| 研究者からのたより .....                           | 7 |
| 熊本地震の被害に対する森林保険の<br>対応について .....          | 8 |



ハクサンフウロ

山梨県笛吹市黒岳から撮影した富士山

## 「加入してよかった！ 森林保険」



国立研究開発法人森林総合研究所 森林保険センター

## 木になる紙

「森林を元気にする間伐紙」木になる紙を使っています。

## 森林保険のサービスの向上に向けて



国立研究開発法人  
森林総合研究所理事  
(企画・総務・森林保険担当)  
桂川 裕樹

皆様には、日頃から森林保険の推進について、格別のご理解とご協力を賜り、まことにありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、私は本年4月に森林保険を担当する理事となりましたが、平成25年から26年にかけては、林野庁において旧森林国営保険の担当課長として、法律の改正、特別会計の廃止、森林保険センターに係る予算・人員・組織の要求、関係機関との協議など、まさに森林保険全般に係る仕事をさせていただきました。

この度、再び森林保険に携わることになったのも何かのご縁。新たに生まれ変わった森林保険のこれからに向けて、質の向上やサービスの進化、加入促進に取り組んで参ります。

今年度当初に森林保険センターの組織を改編しており、この新体制の下、窓口となる森林組合系統の担当職員の能力向上を図る研修、森林保険の重要性をご理解いただくための広報活動、ニーズを踏まえた商品改定の検討、研究開発法人としての強みを活かした研究分野との連携など、様々な取組を精力的に推進しています。

また、5月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」において、森林保険は「災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図る」ための施策としてしっかりと位置づけられています。計画に示されているとおり、日本の林業経営の「安心」を支える役割を果たしていくため、引き続き、より良い仕組み作りや運用に向けて精一杯がんばります。

引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 新たな森林・林業基本計画について

## 林野庁

我が国の森林・林業・木材産業施策の基本方針を定める森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされています。

政府は、平成28年5月24日に新たな森林・林業基本計画を閣議決定しました。

### ○新たな基本計画のポイント

#### 1. 資源の循環利用による林業の成長産業化

本格的な利用期を迎えた人工林において先行的に路網を整備するとともに、主伐後の再造林対策の強化などにより森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化の早期実現を図ります。

#### 2. 原木の安定供給体制の構築

大型化する製材・合板工場や木質バイオマスのエネルギー利用の拡大などに対応するため、面的なまとまりをもった森林経営の促進等により原木供給力を増大させ、安定供給体制の構築を図ります。

#### 3. 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出

品質・性能の確かな製品供給や、国産材を使用した横架材等の開発・普及等により木材産業の競争力を強化します。また、CLT等の新たな木質部材の開発・普及や、従来木材が利用されてこなかった非住宅建築物等の分野での木材利用を促進し、新たな需要を創出します。

さらに、これらの取組等を通じて、地方創生への寄与を図るほか、地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を推進します。

この計画の中で、森林保険は、災害による損失を補てんし、林業の再生産の阻害を防止するとともに、林業経営の安定を図るための施策と位置づけられ、上記のポイントを下支えする制度として、推進していくこととしています。

森林・林業基本計画の詳しい内容については下記林野庁ホームページをご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/index.html>

## 関係者の知恵と力を結集して



全国森林組合連合会  
代表理事専務  
舩黒 直次

新たな森林保険制度がスタートして2年目を迎えました。森林保険センター、森林組合系統の皆様のご尽力によりスムーズに新制度への移行ができました。関係者の皆様の献身的なご努力に心より敬意を表します。

さて、近年の政府の積極的な木材需要創出政策により、平成26年に木材自給率が30%台を回復するなど、長らく低迷が続けてきた国内林業に少し明るい兆しが見えてきました。この流れを森林所有者の立木所得の回復に繋げ、今後、地域産業として成長させていくためには、流通改革を加速するとともに、スギ・ヒノキをはじめとする日本の造林樹種の特性を活かした商品開発を進め付加価値を森林所有者に還流させていく仕組み、即ちスギとヒノキのマーケティングとサプライチェーン・マネジメントを関係者が協力して作り上げていかなければなりません。

さらに、団地化・集約化、林道・作業道整備、再造林による将来の資源造成、林業技術者の確保・育成、これらに必要な安定財源の確保、林業経営を将来にわたって継続できる経営体の育成など課題は山積していますが、'子孫に健全な森林(ヤマ)を残す'という林業家精神のもと関係者の知恵と力を結集してこの林業不況時代を乗り切っていきましょう。

そして、先人が創り守ってきた森林保険制度も森林の持続的な経営のセーフティネットとしてとても重要な制度です。民間保険では出来ない分野を担う効率的な制度です。より加入しやすい保険となるよう商品内容や事務手続きを見直しながら、制度を発展させていきましょう。全森連としてもできる限りの努力をしてみたいです。どうぞよろしくお願いします。

## 保険金をお支払いした災害の事例

### 災害事例

# 1

### ■凍害

【事例】 青森県 個人所有林

平成26年4月、下北地域での低温により発生した災害。  
急激に気温が降下(寒暖差19.1℃)し、最低気温も-4.3℃まで低下したことにより枯死被害が発生したものの。

樹種・損害時林齢 : ヒバ・3年生  
実損面積/契約面積 : 1.47ha/3.35ha  
支払保険金 : 1,749,300円

(参考) ha当たりの保険料/年 : 4,937円  
付保率 : 100%



### 災害事例

# 2

### ■火災

【事例】 石川県 市町村有林

平成26年4月、金沢市で発生した山火事による災害。

樹種・損害時林齢 : スギ・40年生  
実損面積/契約面積 : 0.18ha/0.85ha  
支払保険金 : 523,800円

(参考) ha当たりの保険料/年 : 8,335円  
付保率 : 100%



※写真は全てイメージです

## 森林保険初任者講習会の取組

森林保険センター 保険業務課・保険推進課

5月25日から27日にかけて、川崎市で森林保険初任者講習会を開催しました。昨年度よりも1ヶ月ほど早い開催となりましたが、森林保険業務の新任の担当者や将来を担っていく若手職員を中心に全国の森林組合連合会から16人が参加しました。

森林保険事務の内容は非常に多岐にわたります。また、森林国営保険から引き継いで今年は2年目であり、森林経営のセーフティネットとして森林保険を役立てていただくためには、森林保険の内容と手続きに熟知した職員の養成とそのスキル向上が必要不可欠となっています。こうした中で開催した今回の講習会は、森林保険の基礎・概要、契約の引受・管理の手続き、災害時の保険金支払い、加入促進活動など、森林保険事務の基礎的なところを中心に幅広く知識を身につけてもらうことを目的としています。また、各種の事務処理を迅速に行うために、業務の流れを把握してもらうことにも重点を置いており、特に森林保険の申込み引受から災害が発生した場合の保険金支払いまでの一連の業務内容について、座学とパソコンによる保険業務システムの実習を組み合わせ



閉講式の様子

行いました。今回の講習会で保険業務システムを初めて操作する受講生もいましたが、講習時間の約半分をパソコン実習に当てましたので、全受講生が最後まで処理を完了させ、一連の業務を習得することができました。

また、今年度からの責任開始日の変更や間違いやすい箇所などについて、質疑を行いながら確認できるよい機会となりました。こちらも重点的に説明を行いましたので、理解が進んだのではないかと思います。

講習会後に受講者からは、「4月から業務を始めたばかりなのでちょうど良い時期に研修を受けられた。業務について全体的に知ることができて良かった」、「まだ直接森林保険の担当はしていないが、森林保険の仕組みなどがよく分かった」といった感想をいただきました。また、「森林組合向けにも実施してほしい」といった要望もあり、今後は幅広く参加を呼びかけていくことや、森林保険センターによる都道府県単位の講習へのサポートも含め、職員全体のスキルアップを目指していきたいと考えております。



講義の様子

## 「加入してよかった！森林保険」－福井市森林組合

### 1. 福井市の森林概況

当森林組合は、福井市の森林約1万6千haを管轄しています。当組合は昭和50年に3つの組合が合併して現在の形になり、福井市自体も2005年以降3町村と合併して市域が拡大しました。森林の7割弱が人工林で、昭和40年代に植林の最盛期があり、現在50年生をピークとしていますが、全国の平均と比べると少し若い森林で、現在の作業種は利用間伐が主体となっています。

### 2. 森林保険の加入状況

福井市の森林がまだ利用間伐期にあるため、伐採、造林は低調な状況にあり、新規の加入は低調な状況です。現在、加入継続に向けた契約更新時の勧誘活動を推進することが中心となっています。

### 3. 森林災害について

福井市は西は日本海に接し、標高365mの文殊山をはじめ、地域の皆様に親しまれる山林が多くあります。比較的災害は少ない方ですが、東部の山地では雪害、西部では風害や干害の危険性があります。雪は通常は多くはありませんが、昭和38年や56年の豪雪など大きな被害を受けることもあり、森林保険への加入は欠かせないものと考えています。

### 4. 加入してよかった森林保険

かつての大豪雪の際に被害をこうむった森林所

有者さんには、保険金がおおりて改植できたことを非常に喜んでいただくとともに、森林保険の重要性に対し理解を示していただくことが出来ました。現在も新植時の加入、契約満期での更新を必ず行っています。

一方、全国的な問題として、所有者様の世代交代が進み、森林への愛着が薄れ、気象災害などへの関心が薄れていらっしゃると思いますが、福井においても同様の問題があります。実際に被害があっても森林所有者の方から被害の報告があがってこない状況もあるのではないかと予想しています。森林保険の重要性・有効性を、今後リニューアル予定のホームページ等様々な媒体でお伝えして、より多くの方にご活用いただきたいと思います。



## 森林保険に関するよくある質問についてお答えします。

**Q** 現在、契約している保険は保険引受限度額以下の一部保険となっているので限度額いっぱいまで増額したいのですが、どのような方法がありますか。

**A** 現に有効に成立している保険契約（以下「原契約」といいます。）で約定している保険金額を、保険引受限度額の範囲で増額する契約を増額契約と呼んでいますが、この増額契約の方法としては、次の三つの方法があります。

- ①原契約はそのままにして直ちに増額部分の新たな契約を行う方法
- ②原契約を一旦解除して増額した金額で新たに契約を行う方法
- ③原契約はそのままにして原契約の満了日の翌日の日付を責任開始日とする増額契約を行う方法

- ①の方法は、増額部分の新規契約を直に行うことができますが、原契約と新規契約（増額部分）とで契約満了日が異なる2つの保険契約をもつことになります。
- ②の方法は、原契約の契約解除にあたり、1年以上の残りの保険期間がある時は、その分の保険料の払い戻しがあります。なお、原契約の残りの保険期間が1年未満の場合や、月単位、日単位では保険料の払い戻しはされません。
- ③の方法は、直ちに増額せず契約満了日まで保険引受限度額以下の一部保険のままですが、原契約の満了日の翌日を責任開始日とする増額した契約を新たに行うこととなるため、結果的に1つの保険契約となります。

以上のように、増額契約する場合は、これらの中から保険契約者に選択していただくことになります。

## ◆ 森林組合連合会・森林組合からのたより ◆

### 三重県森林組合連合会の取組

**Forest** 三重県森林組合連合会 総務課 課長補佐  
兼 鈴鹿少年の森副所長 千種 要道

三重県は、紀伊半島の東側に位置し、鈴鹿山脈、紀伊山地と伊勢湾、熊野灘に囲まれた南北に細長い地形をしており、山から海まで自然が豊かな地域です。

また今年の5月に「伊勢志摩サミット」の会場となった賢島（かしこじま）を含む伊勢志摩地域は、志摩半島の熊野灘側に位置する風光明媚な観光地です。

県内の森林・林業の特徴は、登山などレジャーに使われることが多い、鈴鹿山脈を含む北勢地域、忍者の里、伊賀盆地を取り囲むマツ林の多い伊賀地域、スギの大径木生産を目的とした中南勢地域、尾鷲ヒノキをブランド化した尾鷲地域、スギのナスビ伐りが有名な熊野地域など、県土の64%にあたる37万haが森林であり、特に県中南部は昔から林業の盛んな地域です。

森林のほとんどにあたる約35万haが民有林で、うち人工林は6割にあたる21万haあり、樹種はスギ・ヒノキが約90%を占めています。

森林に対する災害については、紀伊山地が台風の通り道になることが多いことから、風水害の被害が出ていましたが、最近では熊野地方で水害や土砂災害が発生しており、また春先に降雨のない年は、干害が発生することもあります。

さらに、近年の傾向として、ニホンジカによる被害が多く発生し、県や市町により個体数調整を行うなど、被害を減らすための獣害対策に取り組まれています。残念ながら被害の減少には至らず、長引く木材価格の低迷と相まって、新植が進まないこと等から、平成28年4月現在の加入率は、人工林面積の約3%にとどまっています。

森林保険は、森林唯一のセーフティネットであり、林業経営の安定と被災後の再造林促進による森林の多面的機能の発揮のために重要な制度ではありますが、森林保険センターには現在のニーズに応じた保険メニューの充実と保険料の見直しを検討いただくとともに、系統として保険センターと連携し、行政機関を通じた公有林の加入促進に努めていきたいと考えています。



平成27年度 水害  
(平成27年8月 台風15号)



平成26年度 干害

### 埼玉県秩父広域森林組合のご紹介

埼玉県の秩父広域森林組合は、9組合が広域合併した森林組合で、秩父市・皆野町・長瀬町・小鹿野町・横瀬町の1市4町を所管しています。直轄の民有林面積は63,563ha、組合員数は4,514名で53名の職員の方がいらっしゃいます。森林整備事業を中心に木材センターでの共販事業やマイタケセンターで生産したマイタケの販売を行っています。建築したばかりの木の香りのする素敵な木造の事務所におじゃましてお話を伺ってきました。

(保：森林保険センター 森：秩父広域森林組合)

(保)：近年、どのような災害が多いですか。

(森)：昔は寒風害が多く発生しましたが、温暖化の影響で少なくなりました。近年は、台風による水害や湿った雪による雪害が主な被害です。平成26年の大雪では、1m程の積雪となり農業被害がかなりでておりました。奥地では森林の被害も確認されました。



(保)：森林保険によるてん補はありましたか？

(森)：日頃、気象災などによる被害は少ないため、森林所有者は森林保険を知りながらも加入に対する意識は低い状況です。残念ながら保険に未加入な箇所での災害でした。

(保)：森林保険の事務手続きなどで課題はありますか？

(森)：埼玉県森林組合連合会の事務の担当者は、経験年数が浅いためフォローが必要だと思います。

(保)：森林保険センターでは、経験年数の浅い都道府県森林組合連合会の事務担当者向けに森林保険初任者講習会を開催しております。本年度は、5月下旬に開催いたしました。埼玉県森林組合連合会の担当者も参加しており、今後も不明な点などありましたら、しっかりサポートしていきたいと思っています。



## 強い風のあたりやすさ

国立研究開発法人 森林総合研究所  
植物生態研究領域 齊藤 哲

これまでも台風などにより森林は大きな被害を受けてきました。強風の被害をどう防ぐかについては、いまだに決定的な対処法というのは確立されていません。ただ、今までの被害経験から、風害に弱い林分条件がいくつか指摘されています。例えば、高齢で樹高の大きい林分、形状比（樹高／胸高直径）の高い林分、間伐直後の林分などは被害を受けやすいという報告はいくつかみられます。しかし、逆の結果となった事例も多々報告されています。森林被害の発生はひとつの林分状態（例えば形状比が高い）だけでなく、様々な条件の複合的な影響によって決まるためです。林分状態以外の様々な条件のひとつに当たる風の強さがあります。例えば、形状比の低い林分に非常に強い風が当たった場合は大きな被害を受けますし、逆に形状比の高い林分でも当たる風が弱ければ被害は小さいかもしれません。

では、林分に当たる風の強さを的確に予測できるかといえば、残念ながら今の知見では出来ません。ただ、大まかな傾向として強風があたりやすい地域や場所を推定することはできるかもしれません。北海道より九州のほうが台風は多く強風にさらされやすいということは感覚的にもわか

ります。しかし同じ地域でも風向きや林分の斜面方位、周辺の地形によって林分に当たる風の強さは異なります。図-1はある山岳地形（a）に南西から風が吹いたときの斜面に当たる風の強さを推定したもの（b）です。風の強さは風向に面した斜面で強く、反対向き斜面では弱いことがわかります。逆向きからの強い風が吹いた場合、林分に当たる風の強さは全く異なりますが、強風はある特定の方向から吹く傾向があることがわかっていきます。図-1の場所では南西からの強風が多いため、やはり図-1b)の黄～赤色の部分において災害の可能性が高そうです。強風の風向の偏りは地域によっても異なります。その地域ごとに強風頻度や風向きの偏り、斜面方位などを総合的に計算して確率的な強風の当たりやすさを推定することが出来れば、強風が非常に当たりやすい場所では木材生産林の配置を避けるなどの対策も可能となるかもしれません。

しかし、たとえその場所の確率的な強風の当たりやすさを正確に推定できたとしても、次にいつ強い風が来るかの予測はまだ出来ませんし、いくら確率が低くても強風が絶対に当たらないということではありません。台風が頻繁に通過する日本ではどこでも風害は発生しうると考えた方がよいでしょう。大規模な風害の可能性は必ずあるということは肝に銘じておく必要があります。風害を完全に防ぐ手立てがない現状では、万が一の場合に備えるという視点が大切です。そういった意味で森林保険制度は森林経営者にとって有意義な制度であると思います。まさしく「加入してよかった森林保険」といえるでしょう。

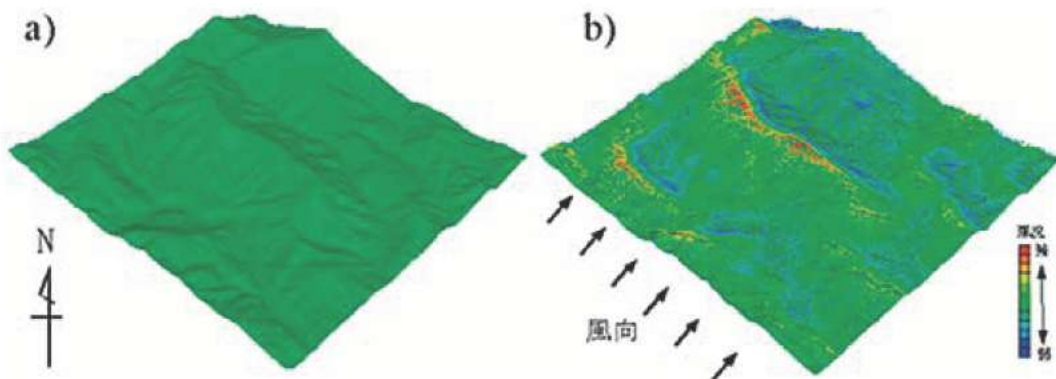


図-1 a) : ある山地地形と、b) : その地形に南西から強風が吹いた場合に当たる風の強さを風況シミュレータ（RIAM-COMPACT）によって推定した結果

## 熊本地震の被害に対する森林保険の対応について

平成28年4月14日21時26分以降発生した強い地震により、熊本県と大分県にまたがる広い範囲で大きな被害が発生しました。熊本県内の森林保険を取り扱う熊本県森林組合連合会や森林組合が入る森林組合連合会事務所も半壊するなどの被害を受けましたが、早期に仮事務所を確保するなどして、5月の連休明けには通常通りの業務が再開されました。

森林保険では、地震による被害は保険金のお支払いの対象となりませんが、地震の影響により森林保険の継続契約が行えなかった方に対しては、特別措置として継続契約の猶予を設けております。

具体的には熊本県内の森林を保険目的とする保険契約、及び熊本県内を住所とする保険契約者又は被保険者の保険契約については、保険期間満了の30日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、平成28年10月31日まで申出の期間を猶予します。猶予期間内に継続の申込みを行った場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとできます。

例えば、6月1日に保険期間満了となる森林保険の継続契約の申込みが満了日の30日前までに行えなかった場合でも、10月31日までに申出を行うことで6月1日にさかのぼって継続契約が行えます。また、その間に台風などで罹災した場合は保険金支払いの対象となります。

詳しい手続については、最寄りの森林組合連合会等にお問い合わせください。



このたびの熊本地震で被災された皆様に少しでもお力添えできますよう努めて参りますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。



林野庁計画課森林保険企画班、森林総合研究所理事（企画・総務・森林保険担当）、森林保険センターの職員から熊本県森林組合連合会に義援金をお送りしました。

（写真左：熊本県森林組合連合会 藤崎代表理事 専務

右：森林保険センター 大貫所長）



国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話：044-382-3500（代表）

FAX：044-382-3514

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>